

宿 舎 貸 与 申 請 書

平成 年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 殿

現 住 所
所 属 部 課 名
(大学法人名等)

職 名

氏 名 印

宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお、下記記載欄の同居者についても、併せて申請します。

宿舎の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由 _____

2 自宅保有の有無

自宅(1戸建ての住宅又は共同住宅の住戸)を	保有している	保有していない
(以下該当者が記載)		
自宅の所在地		
宿舎貸与の必要性が失われない理由		

3 同居者

氏 名	年 齢	性 別	続 柄	職 業 (学年)	備 考

宿 舎 貸 与 承 認 書

平成 年 月 日

国立大学法人愛媛大学 学長 印

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についても、併せて承認します。

記

1 宿舎

種 類	構 造 ・ 規 格	所 在 地	宿 舎 名 及 び 戸 番		
有 料 (無 料)					
専 用 面 積		宿 舎 使 用 料 月 額	入 居 日	備 考	
m ²		円	年 月 日	裏面2の貸与 の条件参照	

(注) 宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものは含まない。

(裏面)

2 貸与の条件

- (1) 被貸与者等(宿舍の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって宿舍を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者等は、その貸与を受けた宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し又は承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者等は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、その滅失、損害又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものであるときは、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舍又は有料宿舍が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、被貸与者等はその該当することとなった日から20日以内に宿舍を明け渡さなければならない。
 - イ 職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 当該宿舍について法人の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - ホ 法人において、当該宿舍につき宿舍の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求したとき。
- (6) 被貸与者は、1の入居日から10日以内に当該宿舍に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が宿舍を明け渡す場合には、明渡す5日前までに明け渡す日を届け出るとともに、宿舍を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2(自宅保有の有無)について変更が生じた場合には、すみやかに宿舍担当者へ届け出なければならない。
- (9) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、すみやかに宿舍担当係へ届出を行い、経理責任者の承認を得なければならない。
- (10) 宿舍の維持管理の必要に基づいて、法人において宿舍の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくてこれを拒んではならない。
- (11) 宿舍において、犬、猫、鶏等は飼育してはならない。
- (12) 被貸与者は、当該宿舍を1ヶ月以上留守にするときは届出書を提出しなければならない。
- (13) 上記のほか、被貸与者は、宿舍の使用についての指示に反してはならない。